

平内町漁業集落環境整備事業経営戦略

団 体 名	平 内 町				
事 業 名	平内町漁業集落環境整備事業				
策 定 日	平成	29	年	2	月
計 画 期 間	平成	28	年度	～	平成 37 年度

1. 経営戦略策定の経緯

平内町は北側が陸奥湾にせり出した地形となっており、基幹産業は陸奥湾での養殖ホタテ産業となっている。言わずとも平内町において陸奥湾の保全は重要課題であり、生活排水等による富栄養化、水質悪化防止は必須となっております。陸奥湾の保全と共に町民の快適な暮らしを実現するために漁業集落環境整備事業を実施しています。

平内町は漁業集落環境整備事業のほかに公共下水道事業及び農業集落排水事業の下水道事業を展開しており、漁業集落環境整備事業を含めた三つの下水道事業を効率的に実施しながら平内町の環境保全に取り組んでいます。

下水道事業の経営状況としては、人口の減少、節水機器の登場、さらには下水道施設の老朽化に伴う改修費の増加により経営は厳しさを増しております。このように経営環境が厳しくなる状況下においても、安全で安心できるライフラインを維持していくため、経営を多方面から見直し、健全化させる必要があります。

また、現在、平内町における漁業集落環境整備事業は茂浦地区が供用開始から16年、東田沢地区が供用開始から12年(平成28年度4月現在)となっており、将来をみすえた計画を定め、効率的な投資を行う必要があります。

このことから中長期的な計画として経営戦略を策定します。

2. 経営の基本方針

平内町の自然環境も徐々に悪化しており、平内町に存在する森・山・川・海などの豊かである自然環境を復元し保全することは急務となっております。

現状より環境を悪化させないためにも、生活排水等による富栄養化の防止、水質汚濁の防止は必須です。また、快適な生活環境を町民に提供するためにも下水道整備は必要であり、恒久的に安全で環境にやさしいインフラである必要性があります。

また、昨今、自然災害が多発しており防災対策も重要課題となっております。平内町では現在BCP(下水道事業業務継続計画)の網羅版を策定中です。このBCPは、災害が発生した場合の対処方法を予め取決めしておくことで、BCPに沿って対応することにより迅速な対応ができ、被害を最小限に抑えることが可能となります。

これらを踏まえ「快適で環境にやさしく安全なライフラインを提供する」を基本方針とします。

3. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成12年4月1日 (16年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適
処理区域内人口密度	22.4	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	3	処理場数	3

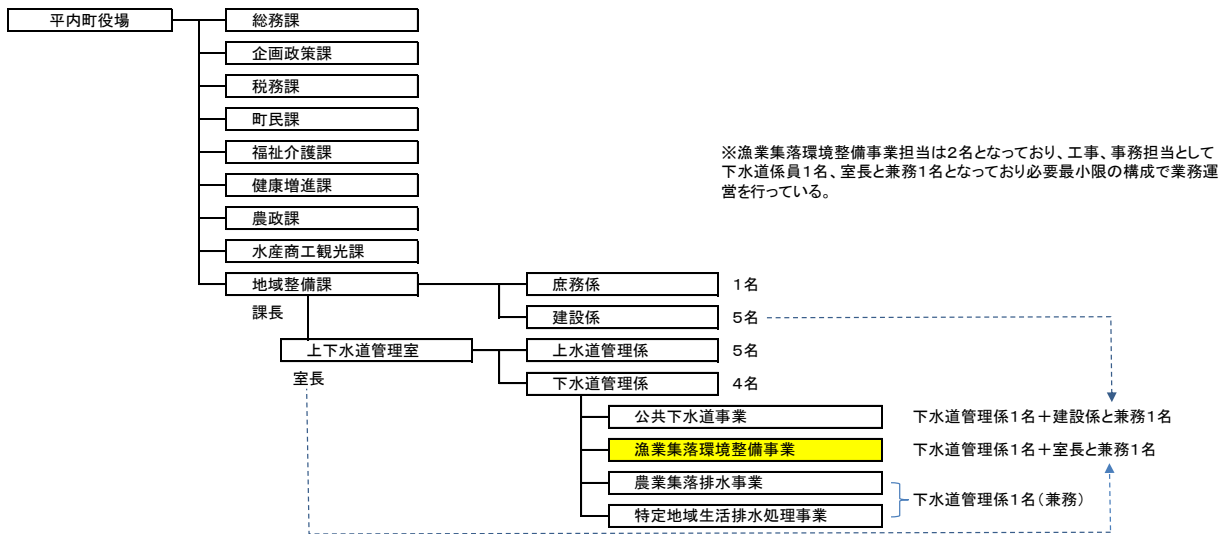
② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	<p>一般家庭での料金体系は基本料金+従量料金(逦増型)の二部料金制となっており、家庭内水道を使用した分が下水道へ流れることから水道使用量に応じた料金体系となっている。また、一般家庭用の従量料金は使用量が増えるに従い料金の上げ幅も増える逦増型となっています。</p> <p>10立方メートルまでの分 1,210円 10立方メートルを超え20立方メートルまでの分 上記+従量使用料 1立方メートルにつき 155円 20立方メートルを超え30立方メートルまでの分 上記+従量使用料 1立方メートルにつき 200円 30立方メートルを超え100立方メートルまでの分 上記+従量使用料 1立方メートルにつき 260円 100立方メートルを超える分 上記+従量使用料 1立方メートルにつき 300円</p>		
業務用使用料体系の 概要・考え方	<p>平内町での業務用の料金体系は公衆浴場のみ設定されており、公衆浴場以外は一般家庭用使用料体系となっている。業務用の料金体系も一般家庭用使用料体系と同じような仕組みで、基本料金+従量料金の二部料金制となっているが逦増型ではなく、従量料金は定額となっています。</p> <p>10立方メートルまでの分 1,210円 10立方メートルを超える分 上記+従量使用料 1立方メートルにつき 60円</p>		
条例上の使用料*1 (20㎡あたり)	平成25年度 2,760 円	実質的な使用料*2 (20㎡あたり)	平成25年度 3,048 円
	平成26年度 2,760 円		平成26年度 3,059 円
	平成27年度 2,760 円		平成27年度 3,025 円

*1 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料。

*2 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)。

③ 組織



事業運営組織

平内町では地域整備課内に下水道管理係があり、公共下水道事業、漁業集落環境整備事業、農業集落排水事業、特定地域生活排水処理事業(浄化槽事業)を展開しています。かつて農業集落排水事業が先行して事業化され担当課も別れて運営されていましたが、効率化を考慮し下水道課が発足され関係事業が統合されました。その後、水道使用料の増減に応じた料金体系とするためと建設関連事業の共有化を目的とし、平成17年度に旧下水道課、旧水道課、旧建設課の3課が統合し地域整備課に組織体制を再編しております。

(2) 民間活力の活用等

<p>民間活用の状況</p>	<p>処理場及び管渠施設の維持管理を民間へ委託しております。当初、漁業集落環境整備事業、農業集落排水事業では汚泥処理と処理場の簡易な管理を民間委託していました。この頃は処理場毎に管理業者を配置し管理を任せていたため管理費用が高なっていました。整備面積が増えるにつれ処理場のみならず管渠及びマンホールポンプの定期メンテナンスも重要な事項となってきました。これにより下水道施設全般を合理的かつ効果的に管理するため、平成18年度の公共下水道供用開始とともに、平内町内にある8つの処理場(公共下水道事業1ヶ所、漁業集落環境整備事業3ヶ所、農業集落排水事業4ヶ所)及び管渠施設等を民間事業者1社に包括管理させています。また、各処理場から排出される汚泥処理は施設管理と分離し入札により民間事業者を決定することにより経費節減に努めています。</p>
<p>資源・資産活用の状況</p>	<p>資源活用として、下水熱及び下水汚泥を利用した資源活用が注目されていますが、現在、漁業集落環境整備事業関連施設から発生した下水汚泥を再利用する取り組みは行っていません。今後は下水汚泥の堆肥としての農地還元や、建設資材としての活用等、有益な利活用について検討していきます。 また、下水熱などのエネルギーの再利用については今後発表される優良事例を考慮し検討を進めます。 資産活用としては、漁業集落排水処理場には遊休地がなく、資産活用できる土地がないため未検討です。</p>

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

経営分析した結果は、別紙の経営比較分析表のとおりです。

経常収支比率が低く、赤字会計であり赤字分を一般会計からの繰り入れにより補っています。経営を安定させるためにも料金収入の増加が必要です。

漁業集落環境整備事業は平成28年度4月現在で清水川地区が供用開始から4年と短く現在も整備中(平成30年度完成予定)となっております。整備面積の増加に伴い加入者の増加が見込まれます。今後経営状況が好転しない場合は料金改定等も視野にいらなければなりません。

平内町の漁業集落排水施設は、一番古い施設で平成28年度現在、供用開始から16年以上を経過しております。当然のことながら、耐用年数を経過した機器はオーバーホールが必要となっており改修費が増加していきます。今後はストックマネジメントを行い計画的な修繕を行い、安定稼働への対策を講じていく必要があります。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)

投資・財政計画(収支計画)は別紙のとおりです。

①収支計画のうち投資についての説明

平内町漁業集落環境整備事業の汚水管渠整備率は平成27年度末時点で全体計画に対し約90%となっています。現在整備中である、清水川地区においては「清水川地区漁業集落環境整備事業計画」に基づき早期完成を目指しているところです。

この計画は平成15年度に策定され、将来人口を予測し費用対効果を再計算することで、集合処理(下水道等処理)と個別処理(浄化槽)のどちらが有利かを判定し、平成19年度に計画変更しました。平成30年度までに汚水管渠整備を完成させるため、この計画による判定を基にしながらか適正な下水道処理区域を選定し整備を進めてきました。今後もこの方針を実現するため平成29、30年度は1億6千万円を国に要求して汚水管渠整備を行う予定です。

その他として、新技術の投入検討、低コスト技術の採用検討を行い、効率的で低コストな施工を目指します。

②収支計画のうち財源についての説明

平成27年度末の漁業集落排水加入率は約57%となっています。加入者は毎年度増加していますが新規加入数と同数程度、接続可能世帯を普及させていることにより加入率という数値的には微増となっています。事業収入としてメインである使用料収入を増大させるため、下水道への加入案内を町内広報に掲載しているほか郵便等による加入案内通知も行っています。また、下水道へ接続するための費用を調達するための融資斡旋制度を整備しております。この融資斡旋制度は利息を役場が負担することにより借入者の負担を軽減しています。今後も新規加入者増加のための啓蒙活動を継続していきます。

使用料の見直しについては平成28年度現在、汚水管渠整備継続中であることから当面の間、現行料金体系を維持しつつ動向を見ながら、適切な使用料の見直し時期を模索していきます。

汚水管渠整備に必要な財源としては国庫補助金と企業債がほとんどの財源となっています。毎年度借入することにより年度毎に償還額も増加していますが、借入可能な資本費平準化債等を利用し、財源の確保に努めながら償還の平準化を目指します。

一般会計からの繰り入れとして、現在、基準内繰入金のほか赤字補填として基準外繰入金を繰入してもらっているところですが、今後、汚水管渠整備が終了し償還額が減少していくことに加え、加入者数の増加に伴う料金収入の増により基準外繰入金額も減少していきます。基準内繰入金のみで運営できるよう経営戦略を随時見直ししていくことが必要となります。

また、工事に関する事業費は国、県合わせて59%の交付がされていますが今後は減少する可能性が見込まれます。これからは国、県の動向を注視しながら確実な財源確保を目指します。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費として大きいものは電気料、修繕費、汚泥処理費ですが、これらの項目のうち修繕費以外の項目は加入者が増加することに伴い流入量が増え、比例して増加していくランニングコストです。この部分を節減することは容易ではないが電気料については機械機器運用の見直し、省エネルギー製品の導入を検討、汚泥処理費については汚泥搬出回数の見直しの実施により経費節減を目指します。

また、現在平内町では漁業集落環境整備事業のほか公共下水道事業、農業集落排水事業を展開しており、この3事業の施設管理を一括して民間へ委託することにより経費の節減に努めています。

修繕費については施設の老朽化に伴い増大は避けられないところではありますが、適正な点検整備を行い機器の長寿命化を図り、コスト低減を目指します。今後はストックマネジメント計画を策定し、効率的な施設の維持管理方法を模索します。

これらを踏まえ、今後はPPP/PFIなども検討しながら将来的には広域化・共同化を模索していく必要があります。

(2) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

①今後の投資についての考え方・検討状況

<p>広域化・共同化・最適化に関する事項</p>	<p>平内町では漁業集落排水事業開始前に農業集落排水事業を先行して事業開始しています。特に農業集落排水事業は着手が一番早かったため施設の老朽化による故障等も増加傾向にあります。今後はこれら経費のかかる処理場を減らすために集落排水事業処理場どうしの統合・共有化または公共下水道事業処理場と集落排水事業処理場との統合・共有化を検討していきます。</p>
<p>投資の平準化に関する事項</p>	<p>工事に関しては平成29、30年度に1億6千万円程度を継続的に投入し、平成30年度には完成する予定としております。また、処理場等の更新・修繕に関してもこれからはストックマネジメントを行い計画的に投資を行い安定稼働を目指します。</p>
<p>その他の取組</p>	<p>漁業集落環境整備事業は現在も未普及地区の整備を継続中です。平成30年度に完成することにより設備投資が終了します。今後は維持管理が主となっていくことから計画的な保守、修繕を行い安定した事業運営を目指していきます。 将来的には施設管理のみならず修繕等を含んだ包括的な民間委託も検討していきます。</p>

②今後の財源についての考え方・検討状況

<p>使用料の見直しに関する事項</p>	<p>人口減少が進み物価が上昇している現在では、使用料の見直し(値上げ)はいずれ必要となると予測されます。平内町の漁業集落環境整備事業は現在も未普及地区の解消に向け汚水管渠整備を進めている最中です。今後、整備終了に伴い加入者も増加し、料金収入も増える見込みとなっています。当面の間現行料金体系を維持しつつ注意深く動向を見ながら適切な使用料の見直し時期を模索します。</p>
<p>資産活用による収入増加の取組について</p>	<p>漁業集落環境整備事業関連施設には、遊休地がなく、その他活用できる資産もないため未検討です。</p>
<p>その他の取組</p>	<p>今後も利用可能な下水道債を利用し財源の確保を目指します。また、償還においてもできるだけ平準化させるため利用可能な平準化債を利用しバランスのとれた経営体系を目指していきます。</p>

③投資以外の経費についての考え方・検討状況

<p>民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)</p>	<p>漁業集落環境整備事業は現在も未普及地区の整備を継続中です。工事完了した地区を順次供用開始していますが加入数は約57%(平成27年度末)となっています。今後、工事の進捗状況を勘案しながら指定管理者制度や包括的民間委託、そしてPPP/PFIなど段階的に民間活力の活用を模索していきます。</p>
<p>職員給与費に関する事項</p>	<p>平内町では漁業集落環境整備事業は現場、事務担当1名、上下水道管理室室長1名の2名となっております。漁業集落環境整備事業のほか公共下水道事業(担当2名)と農業集落排水事業(担当1名)を展開しています。今後、施設の共有化・統合が図られることから担当も兼務しつつ人員を最小限に抑え人件費の抑制に努めます。</p>
<p>修繕費に関する事項</p>	<p>老朽化していく施設の修繕費の増大は避けることは不可避であり、これからはこの修繕費を抑えつつ機器のライフサイクルを長くすることが重要です。今後は、ストックマネジメントを行うことで耐用年数を経過する機器を計画的に修繕しながら安定経営を目指します。</p>
<p>委託費に関する事項</p>	<p>平内町での投資以外の委託料は処理場管理委託料、汚泥処理委託料が大半を占めています。人件費の高騰、整備済み区域拡大に伴う管理面積の増大及び流入量の増加による委託料の増加も避けられない状況です。今後はPPP/PFIなどの民間活力の活用を検討していきます。</p>

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

日々技術は進歩し、対応する法律も順次改正され、毎年、下水道事業を取り巻く環境は変化しています。今後は、経営安定のためにも効率的な技術の採用、最小限の支出で最大限の効果を産める管理方法を模索していかねばなりません。この状況に対応するためにも経営状況を確認しながらPDCAサイクルにより経営戦略を随時見直ししていきます。

経営比較分析表

青森県 平内町

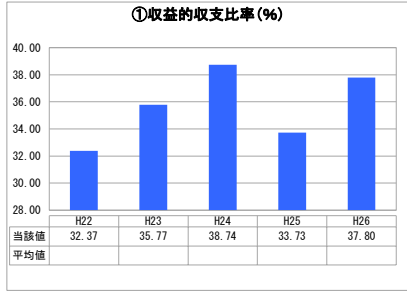
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	漁業集落排水	H3	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20㎡ ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	12.68	100.00	2,980

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
11,984	217.09	55.20
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
1,507	0.81	1,860.49

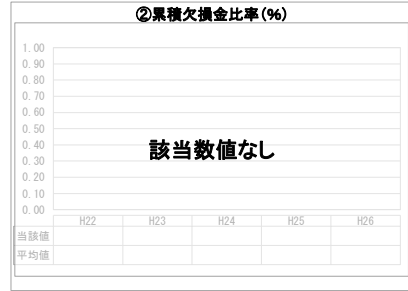
グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成26年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



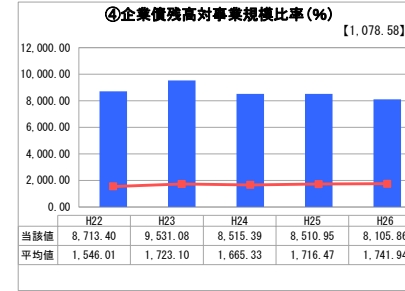
「単年度の収支」



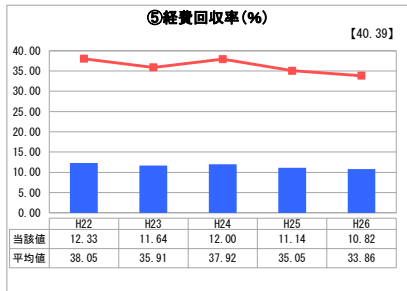
「累積欠損」



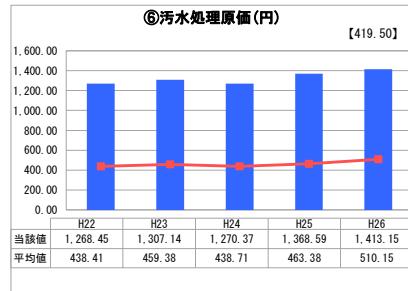
「支払能力」



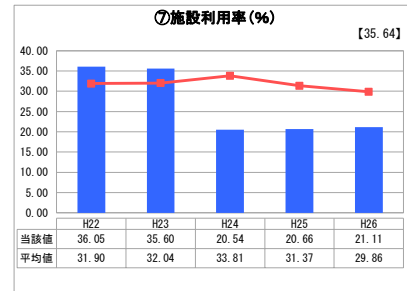
「債務残高」



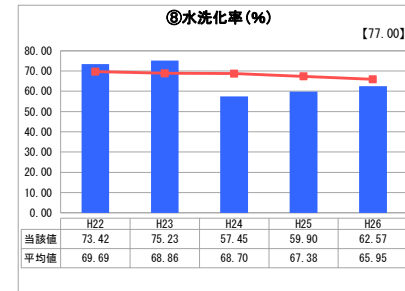
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

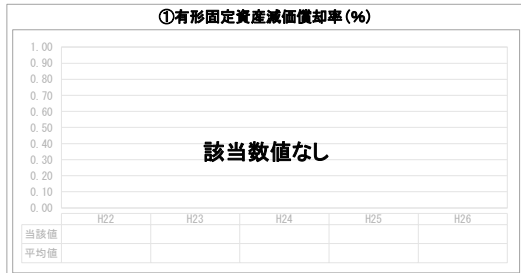


「施設の効率性」

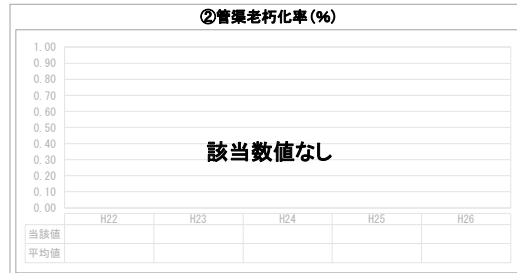


「使用料対象の捕捉」

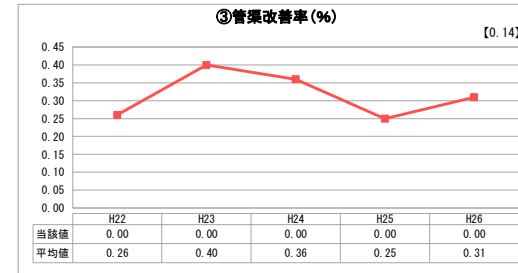
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

収益的収支比率が低く、赤字会計だということがはっきりしている。低い理由としては、料金収入が低い、使用料と一般会計繰入金で地方債償還金をまかなえていないことが挙げられる。経費回収率に関しても、普及して間もない地域が多いため使用料が低く、類似団体と比較してかなり低い結果となった。

今後、料金収入の増への取り組みを強化し、未加入者を取り込んでいくことができれば、水洗化率向上にもつながる。料金改定等を検討していかねばならないが、消費税増税もあり、利用者の負担も考えなくてはならない。

汚水処理原価に関しては、現在は高いが事業終了とともに徐々に減少していく見込みである。

2. 老朽化の状況について

老朽化に関しては、深刻な状況ではなく、大々的な管渠の入れ替えを行う必要はない。管路清掃業務時にカメラ調査により、管渠内の改善が必要な箇所を改修している。今後管渠の老朽化は進行していく問題であるため、古い管渠から順に改善していく必要がある。

全体総括

経営比較分析結果により、改善が必要なことが明確である。今後は水洗化率を上げることが、料金収入の増につながり経費回収率、収益的収支比率等の改善につながる。これまでの取り組みより強化していくことが必要である。管路の老朽化により更新費用がかかる前までに、収益的収支比率を100%以上にし、更新費用を蓄えておける状態にすることが望ましい。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。
 ※ 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 決算見込	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	261	△ 237	△ 1									
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	663	924	1									
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	924	687										
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)	924	686										
実 質 収 支 黒 字 (P)												
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)												
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額 (R)												
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	10,566	11,172	12,249	13,089	14,000	14,974	16,017	17,133	18,327	19,604	20,971	22,433
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)												

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 決算見込	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
区 分												
収 益 的 収 支 分	26,669	26,529	22,205	22,178	22,153	22,141	22,138	22,144	22,156	22,174	22,194	22,215
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金	26,669	26,529	22,205	22,178	22,153	22,141	22,138	22,144	22,156	22,174	22,194	22,215
資 本 的 収 支 分	62,603	61,493	55,654	52,052	51,008	49,964	48,920	47,876	46,832	45,788	44,744	43,700
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金	62,603	61,493	55,654	52,052	51,008	49,964	48,920	47,876	46,832	45,788	44,744	43,700
合 計	89,272	88,022	77,859	74,230	73,161	72,105	71,058	70,020	68,988	67,962	66,938	65,915